石川県知事 様

申 出 書

次の被災した住宅の状況について、災害救助法の適用がある災害時における 賃貸型応急住宅実施要綱の要件に該当することを申し出ます。

被災した住宅の所在地:

【被災した住宅の状況】

- ※ 該当する状況に を付けてください。
- ※ 別紙に、被災状況を記載するとともに被災状況が確認できる写真を添付すること。

(要綱第6条(1)②)

□ 「半壊」(「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む。)であって、住み続けることが困難な程度の傷みや、避難指示の長期化により住宅としての利用ができず、自らの住家に居住できない者
□ 土砂、流木等の流入により生活の空間が確保できない
□ 屋根、外壁の損傷により雨風をしのぐことができない
□ 住家への浸水により耐えがたい悪臭がしており生活に支障が生じている
□ 上記に準ずる状況により生活が困難であると石川県が認める
□ 避難指示の長期化により住宅としての利用ができない

(要綱第6条(1)③)

(要綱第6条(1)④)

□ 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する者のうち、修理に要する期間 が1か月を超えると見込まれる者であって、要綱第6条(1)②に該当する

(要綱第6条(1)(5))

□ その他、国と県の協議により、やむを得ず入居すべきと認められた

*	被災状況について記載してくださ	۲۱۰°	
	被災状況が確認できる写真を貼た 写真の印刷が難しい場合はメールを を記載の上、下記アドレスあてに noumin@town.tsubata.lg.jp	件名に申	申込者名、メール本文に被災した住所、連絡
		【貼	付】

(様式第5号・別紙)

該当要件確認印 (津幡町記入欄)